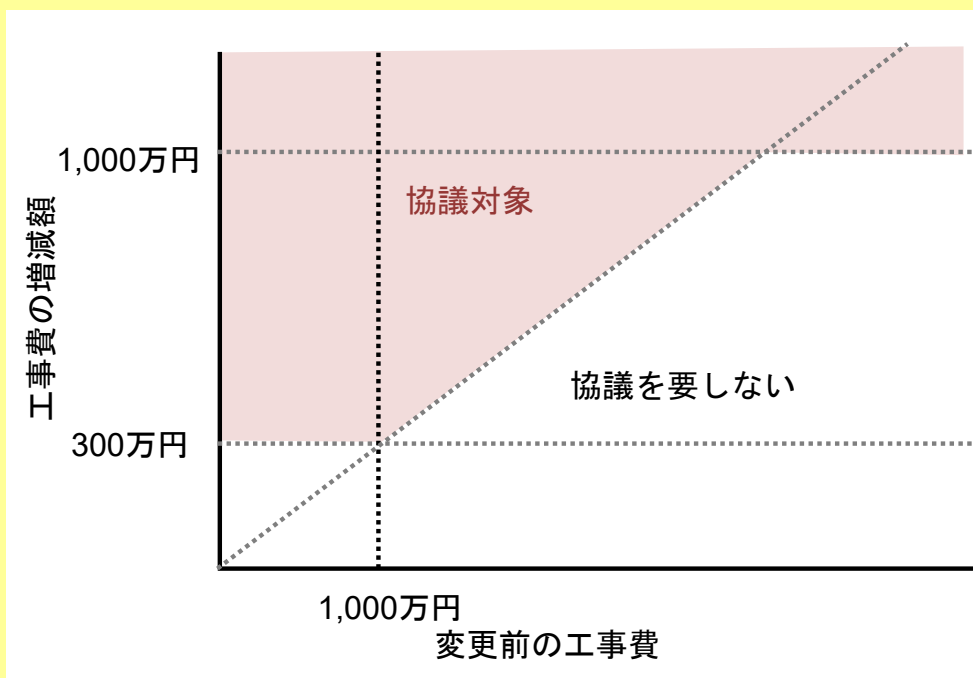


災害復旧事業に係る計画変更の取扱い（告示・防災課長通知）の概要

・災害復旧事業の計画変更は、軽微な変更を除いてあらかじめ国と協議し同意を得ることとされています。協議を要しない軽微な変更は次の内容となっています。

1. 協議を要しない工事費の増減額（告示※1）

- ・工事費の増減額が300万円以下のもの、又は工事費の増減額が1千万円以下かつ工事費の増減額が変更前の工事費の額の30%を超えないもの



2. 協議を要しない農地の減少面積（告示※1）

- ・事業対象の農地の減少面積が2割以内のもの

3. 協議を要しない設計単価 又は歩掛の変更（告示※1）

- ・事業費決定の基礎となった設計労務単価又は設計資材単価、歩掛の3割以内の変更

4. 協議を要しない工事内容（防災課長通知※2）

- ・国との協議を要しない工事内容の変更は、以下の体系で整理。詳細は次ページ参照。
 - (1) 形状、寸法又は材質
 - (2) 位置
 - (3) 数量
 - (4) その他

※1 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第二条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第四号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第五号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件」（平成12年3月30日農林水産省告示第453号）

※2 「農地・農業用施設災害復旧事業計画概要書等の変更の取扱いについて」（令和3年11月10日付け農村振興局防災課長事務連絡）

協議を要しない工事内容

(1) 形状、寸法又は材質

- ア 蛇籠、ふとん籠、植生工、各工種の工事に使用するコンクリート二次製品（裏込めのコンクリートや砕石等を含む）、現場打コンクリート構造物、木製部材、杭打又はグラウトの形状、寸法又は材質の変更
- イ 施設内外の電線等工事の変更

(2) 位置

- ア 蛇籠、ふとん籠、植生工、各工種の工事に使用するコンクリート二次製品（裏込めのコンクリートや砕石等を含む）、現場打コンクリート構造物、木製部材、杭打又はグラウトを設置する位置の変更
- イ 操作室の位置の変更
- ウ 農地保全施設として行う各種工事の位置の変更

(3) 数量

- ア 水路（堤防も含む）又は道路の延長の2割以内で、かつ、15m以内の数量の変更（ただし、農地保全施設を除く）
- イ 蛇籠、ふとん籠、植生工、各工種の工事に使用するコンクリート二次製品（裏込めのコンクリートや砕石等を含む）、現場打コンクリート構造物、木製部材、杭打又はグラウトの数量の変更
- ウ 法面工又は法面保護工の法長又は面積の変更
- エ 農地保全施設として行う各種工事又はため池工の斜樋、底樋若しくは豎樋の数量の変更
- オ 土工量、流用土量、購入土量又は敷砂利量の変更

(4) その他

- ア 誤測又は違算の訂正、入札差金に係る変更
- イ 設計労務単価若しくは設計資材単価の1.3倍以内の変更又は歩掛の1.3倍に相当する歩掛以内の変更
- ウ 資材の採取場所若しくは購入場所又は現場発生材の搬出場所の変更に伴う運搬費用又は投棄料の変更
- エ 小運搬距離又は運搬方法の変更
- オ 土工の使用機械の機種又は転圧方法の変更
- カ 蛇籠、ふとん籠、植生工、各工種の工事に使用するコンクリート二次製品（裏込めのコンクリートや砕石等を含む）、現場打コンクリート構造物、木製部材、杭打又はグラウトの間での交互の変更
- キ 仮設工の変更